

令和 5 年度龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託

仕様概要書

令和 5 年 8 月

龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課

令和5年度龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託仕様概要書

第1章 業務概要

- 1 業務名称 令和5年度龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託
- 2 履行場所 茨城県龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総合政策部まちの魅力創造課ほか
- 3 履行期間 契約の日から令和6年3月31日まで
但し、検査期間10日間を含むものとする。
- 4 内 容 「第2章 業務の内容等」による
- 5 見積り及び契約方法
「令和5年度龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託に係る公募型企画提案募集要領」による。
- 6 支払条件
検査合格後、一括払いとする。ただし、適法な請求書を受理した日から30日以内に指定された金融機関口座に振り込むものとする。

第2章 業務の内容等

1 業務の目的

「令和5年度龍ヶ崎市職業体験イベント「たつのこワクワクワーク」業務委託(以下、「本業務」という)」は、“～子どもの笑顔が続くまち～龍ヶ崎で憧れの仕事を体験しよう”をテーマに市内に居住している子どもたちを中心に職業体験イベントを通じ、本市の魅力を見直すきっかけづくりを主たる目的として行うものである。

さらに、イベントへの参加をきっかけに、本市の魅力を見直すことで、将来的なシビックプライドの醸成や推奨意欲の向上、さらには人口減少の抑制に資することを狙い、事業を実施するものである。

2 業務の背景

本業務は令和4年度にプレ実施した「たつのこワクワクワーク」を本格的に実施するものである。令和5年度に関しては、昨年度の課題を踏まえた上で事業を拡大し、より多くの子どもたち憧れの仕事を体験する機会を提供するものとして、事業を推進していくものである。

その背景として、本市では、目指すまちの姿を進めるための指針であり、まちづくりの基本方

向を示す最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」を令和4年12月に策定し、令和5年1月から計画を実行している。

「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」では、特に重要となる3つの施策をリーディングプロジェクトと位置付け、重点的かつ優先的な取組としている。

その中において、本業務は「魅力創造プロジェクト～もっと魅力が感じられるまちを創る～」に位置付けられている。また、リーディングプロジェクトとして掲げられている「未来創造プロジェクト～子どもの笑顔が続くまちを創る～」における“「夢」を持ち「生きる力」を育む教育の推進”や“若者世代の活躍支援と定住促進”とも連動する事業と捉えている。

それらのことから、人口減少のなかで将来の担い手作りのため、子どもたちから本市の魅力を知るきっかけづくりが必要である。

さらに、子どもたちやその親世代がこのイベントを通し、魅力を感じることで、将来的な推奨意欲の向上や参画意欲の向上、さらにはシビックプライドの醸成に繋がるきっかけづくりが必要である。

そのため、本事業の事業実施にあたり、本市の課題などを十分に理解し、本市が意図する事業内容の企画提案を求めるものである。

3 諸計画との関係性

本業務においては、次に掲げる計画等との整合性を勘案しながら業務を遂行していくものとする。

- 龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030
- 龍ヶ崎市まちづくり市民アンケート【令和3年8月】

4 業務内容

本事業における主たる業務内容は、次に示すものとする。

本業務の目的、背景をはじめ、今般の社会情勢なども勘案し、本市の現状を提案者自身が分析し、昨年度のプレ実施した取り組みにおける課題を整理し、関連する諸計画を十分に把握した上で、次の業務内容を企画提案すること。

なお、本項における「参加希望者」とは、参加申込段階の者を指し、「参加者」とは、参加が確定した者を指すものとする。

(1) 業務計画書の作成

本事業の展開にかかる全体像が分かる業務計画書を提出すること。企画提案時には、業務全体のスケジュールを示すもの、本項目に記載された事業実施に向けた取り組みの概要を示すもので構成すること。なお、契約締結後、具体的な業務計画書を作成するものとする。

(2) 職業体験イベント「たつのこワクワワーク」運営業務

本市内において、市内事業者と連携し、子どもたち向けの職業体験イベント開催に向けた一切の業務を行うものとし、参加希望者の受付方法や当日までの具体的な運営方法などの企画内容を提案すること。

なお、本事業で想定している主たるターゲットは、本市に在住する年長から小学6年生まで

とする。(想定参加者数は250名程度)

ア 事業内容

- ・イベントの周知広報の手法及び周知に係る制作物(チラシ・ポスターをはじめとする掲出物)を提案すること。なお、ポスターの印刷部数は、主たるターゲットが通う保育・教育施設・参加市内事業者配布可能な部数を想定して提案すること
- ・イベントの周知は、本市のメディア(主に市公式サイトや市公式 LINE アカウントや学校等経由での配布物)の利用を可能として、提案して差し支えない。なお、SNS 広告などを活用する提案をする場合には、インプレッションなど広告の効果を数値で確認可能な内容で提案すること。
- ・参加希望者が容易に参加申込可能な手法を提案すること。WEB・紙・電話等といった申込方法は問わないが効率的かつ、参加希望者の情報が管理しやすい方法とする。
- ・連携する市内事業者は、15事業者以上を想定し、候補となる業種や各事業者における想定参加者数を提案すること。なお、事業者の選定や調整は契約後に行うものとする。
- ・イベントへの参加費を徴収する必要がある場合には、参加しやすい金額を設定した上で、提案すること。
- ・参加者に対して、市内における経済循環を促すことが可能かつ、本市の魅力を伝えられる記念品を提案すること。
- ・原則として、イベント当日の参加者受付等の業務も担うことを想定した提案をすること。ただし、事業所あたりの定員が少人数である場合には、事業者及び本市と協議した上で、その業務を行わない想定で提案して差し支えない。

イ 実施時期・期間

- ・令和5年12月以降を想定し、参加者募集などの時期等を鑑み、実現可能かつ効果的な時期・期間を提案すること。

ウ その他

- ・参加希望者及び参加者に対し、アンケートを実施すること。なお、すべての参加希望者に対して、申込段階で、実施するものとし、参加者に対しては、イベント終了後に実施することを想定し、実施方法を提案すること。
- ・イベント実施後には、本業務にかかる一切の事項をとりまとめた報告書を作成すること。

(3) 打ち合わせ

事業実施に合わせ、必要に応じて打ち合わせを行う。打ち合わせは龍ヶ崎市庁舎を使用する想定であるが、状況によってはオンラインでの打ち合わせも可能とする。なお、議事録については、打ち合わせ後、5 営業日以内に受託者において作成し、本市に提出するものとする。

(4) 今後の展開の提案

本事業を令和6年度以降も実施した場合、提案者が考える今後の事業の展開を提案すること。

(5) その他の提案

本項(2)に記載された業務内容は、公募時点で本市が最低限実施するべきものと考えているものである。提案者の専門的立場から本業務の費用範囲内で各業務に関連する効果的な提

案がある場合は、予算の範囲内で追加の提案も可能とする。

5 資料の貸与

本業務を実施するにあたり本市が保有する資料・データ等は、契約締結後、必要に応じ受託者と協議の上で貸与する。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとし、いずれも正本1部、副本2部を提出する。

- (1) 事業実施報告書の提出
- (2) 「4 業務内容(2)」に係る制作物一式
- (3) その他、本市が必要と判断した資料
- (4) 上記、成果品のデータ一式(DVD形式で提出)

7 その他

- (1) 本業務での成果品等の著作権は本市に属するものとする。なお、成果品の中で今後の使用等にあたり、使用許諾などが必要な場合は都度、本市と協議をするものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合には、都度本市と協議するものとする。